

越谷市空家等の売却及び有効活用等に関する要領

この要領は、空家等の売却及び有効活用等に関し必要な事項を定め、市民の生活環境を保全するため、市内の空家等の活用及び流通を図ることを目的とする。

第1条 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に所在する建築物又はこれに付属する工作物（立木その他の土地に定着する物を含む。）で、常時無人の状態にあるもの及びその敷地をいう。ただし、民間事業による賃貸、分譲等を目的とする建築物及びその敷地を除く。
- (2) 所有者等 空家等に係る所有権その他の権利により、当該空家等の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 媒介業者 市と越谷市空家等対策事業の実施に関する協定を締結している公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会越谷支部（以下「宅建協会」という。）に所属し、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者をいう。
- (4) 越谷市空家バンク 市内に所在する空家等の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた情報を公開し、空家等の利用を希望する者に対し、情報を提供する制度をいう。

第2条 情報提供

市が宅建協会に空家等に関する情報を提供しようとすることに同意する所有者等（以下「同意者」という。）は、越谷市空家等の売却及び有効活用等に関する情報提供同意書（様式第1号。以下「同意書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、市に提出しなければならない。

- (1) 当該空家等の所在地が確認できる地図等
- (2) 当該空家等の状態が確認できる写真
- (3) 当該空家等の所有者等であることが確認できる書類
- (4) 申込者が所有者等であることが確認できる書類等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める書類

第3条 空家バンク登録申込み

市は、前条の同意書により、越谷市空家バンク（以下「空家バンク」という。）の登録の申込みを受けたときは、その内容の審査及び当該空家等の現地調査により、登録の可否を決定し、越谷市空家バンク物件登録・不登録決定通知書(様式第2号)により、空家バンクに空家等に関する情報を登録しようとする所有者等（以下「登録申込者」という。）に通知するものとする。

- 2 市は、空家バンクへの登録（以下「物件登録」という。）を決定した空家等（以下「登録物

件」という。)については、同意書に記載された事項(以下「登録事項」という。)を越谷市空家バンク物件登録台帳(以下「物件登録台帳」という。)に登録するものとする。

- 3 市は、物件登録を決定したときは、媒介業者を決定し、媒介業者決定通知書(様式第3号)により、登録申込者に通知するものとする。
- 4 物件登録の期間は、第2項の規定により登録を決定した日から起算して2年を経過する日が属する年度の末日まで(以下「物件登録期間」という。)とする。
- 5 前各項の規定は、物件登録の更新について準用する。

第4条 物件登録の要件

次のいずれかに該当する空家等は、物件登録をすることができない。

- (1) 既に宅地建物取引業者に媒介等を依頼している空家等
- (2) 前号に掲げるもののほか、適当でないと認める空家等

第5条 登録事項の変更の届出

物件登録台帳に登録された登録申込者(以下「物件登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに越谷市空家バンク物件登録変更届出書(様式第4号)に、変更内容を記載した同意書を添えて、市に届け出なければならない。

第6条 物件登録の取消し

物件登録者は、物件登録の取消しを申し出るときは、越谷市空家バンク物件登録取消届出書(様式第5号)を市に提出しなければならない。

- 2 登録物件が次の各号のいずれかに該当するときは、物件登録を取り消すものとする。
 - (1) 前項の規定による申出のあったとき。
 - (2) 第8条第2項の規定による報告により、売買契約又は賃貸借契約の締結が確認されたとき。
 - (3) 所有権その他の権利に異動があったとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段により物件登録がされたとき。
 - (5) 物件登録期間が経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、適当でないと認めるとき。
- 3 市は、前項第3号から第6号までの規定により物件登録を取り消したときは、越谷市空家バンク物件登録取消通知書(様式第6号)により、当該物件登録者に通知するものとする。

第7条 情報公開

インターネット等による空家バンクへの掲載その他適切な方法により、登録事項のうち、次に掲げる事項を公開するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 契約種別及び希望価格
- (3) 物件所在地(地番を除く。)及び主要施設等までの距離
- (4) 物件概要
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

第8条 物件登録者と利用希望者との交渉等

空家等の利用希望者（以下「利用希望者という。」からの登録物件の詳細や利用に関する問い合わせ等への対応及び物件登録者と利用希望者との空家等に関する交渉及び売買、賃貸借等に関する契約については、媒介業者が行うものとし、市は直接これに関与しないものとする。

- 2 媒介業務を行った媒介業者は、その結果を越谷市空家バンク媒介結果報告書(様式第7号)により、速やかに市に報告しなければならない。

第9条 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則（令和5年 月 日建築住宅課長決裁）

（施行期日）

- 1 この要領は、令和5年 月 日から施行する。

（越谷市空家バンク運営要領の廃止）

- 2 越谷市空家バンク運営要領（令和2年5月7日建築住宅課長決裁）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この要領の施行の際、現に廃止前の越谷市空家バンク運営要領の様式の規定により作成されている用紙は、この要領の様式の規定にかかわらず、当面の間、使用することができる。